

議案第11号

我孫子市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月22日提出

我孫子市長 星野順一郎

提案理由

農業経営基盤強化促進法の一部改正により、「人・農地プラン」が新たに地域計画として法定化されることから、我孫子市「人・農地プラン」検討会の名称及び担任する事務を改めるため提案するものです。

我孫子市附属機関設置条例の一部を改正する条例

我孫子市附属機関設置条例（令和元年条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
執行機関	附属機関	担任する事務	委員の定数	委員の任期	執行機関	附属機関	担任する事務	委員の定数	委員の任期
市長	試験委員会の目から我孫子市谷津ミュージアム事業推進専門家会議の目まで	略	略	略	市長	試験委員会の目から我孫子市谷津ミュージアム事業推進専門家会議の目まで	略	略	略
我孫子市地域計画検討会	農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1	略	略	略	我孫子市「人・農地・プラン」検討会	農地プラン」検討会	人・農地集積又は地域農業の在り方について	略	略

	項目に規定する地域				地域ごとに作成する計画をいう。)について検討すること。		
我孫子市農産物直売所アンテナシヨップ跡地活用事業者選考委員会の目から我孫子市地域公共交通協議会の目まで略	略	略	略		我孫子市農産物直売所アンテナシヨップ跡地活用事業者選考委員会の目から我孫子市地域公共交通協議会の目まで略	略	略
教育委員会	略	略	略	略	教育委員会	略	略

備考 略

備考 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の別表に掲げる我孫子市「人・農地プラン」検討会（以下「旧検討会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、改正後の別表に掲げる我孫子市地域計画検討会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる委員の任期は、同表の規定にかかわらず、同日における旧検討会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（我孫子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 我孫子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）
(1)の表 略	(1)の表 略
(2) 附属機関の委員等	(2) 附属機関の委員等
区分	報酬の額
生涯学習審議会委員の項から谷津ミュージアム事業推進専門家会議委員の項まで 略	略
地域計画検討会委員	略
農地利用最適化推進委員の項から公	略

園坂通り施設活用 事業者選考委員会 委員の項まで 略	園坂通り施設活用 事業者選考委員会 委員の項まで 略
(3)の表及び(4)の表 略	(3)の表及び(4)の表 略